

鈴鹿市人権擁護に関する審議会 令和5年度第1回会議 議事概要

【日 時】 令和5年 5月17日(水)午前10時から午前11時まで

【場 所】 鈴鹿市役所 本館12階 1205会議室

【出席委員】 伊藤 裕, 木之内 秀彦, 安村 とみ子, 喜田 園子, 山中 秀志, 田中 治尋,
中野 千鶴子, 吉原 勝範, 南川 久美子(9名)
(欠席)岩間 啓悟

【事 務 局】 地域振興部長 竹下 直哉

地域振興部次長 新田 剛

人権政策課長 谷本 吉隆

人権政策課 副参事兼啓発推進グループリーダー 山中 尚美

人権政策課 啓発推進グループ 西村 翔

人権政策課 啓発推進グループ 稲垣 萌子

【議事概要】

(事務局)

開会を宣言し、人事異動で新たに配属となった職員のあいさつ

事項1 開催にあたって

(1)伊藤会長あいさつ

(2)地域振興部長あいさつ

(3)鈴鹿市人権擁護に関する審議会について、改めて説明(事務局)

また、本日の会議が委員定数の半数以上の出席を得て成立した旨を報告する。

(4)各委員のあいさつ

(5)事務局職員のあいさつ

事項2 議事

(1) 令和5年度人権啓発事業計画について

(伊藤会長)

事項書に沿って、議事を進行する。

まず、事項2議事の(1)令和5年度人権啓発事業計画について、事務局から説明願いたい。

(事務局)

事務局資料「令和5年度人権啓発事業計画」に沿って説明を行う。

(伊藤会長)

事業計画報告を受け、御意見・御質問をいただきたい。

(吉原委員)

6ページの「人権ふれあい劇場」のオズの魔法使いについて、非常に楽しみにしており、観に行きたいと考えている。毎年、良い取組がなされているので、ぜひ学校等に上手く周知していただきたい。

それから質問だが、8ページの企業啓発について、ジェンダー学習会は企業(連合三重)だけの学習会で、例えば私たち委員が学習会に参加することは可能か。

(事務局)

企業(連合三重)を対象とした学習会であるため、基本的にそれ以外の方の参加を想定していない。

(吉原委員)

わかりました。連合さんがどういう学習会をされているのか、非常に興味があったので質問した。

(吉原委員)

同じく8ページの街頭啓発について、人権擁護委員会や法務局と連携して行うものと思うが、こちらも私たち委員が参加することは想定されていないか。2か所に分かれて行うようであるが、人権擁護委員は何名ほどいるのか。

(事務局)

委員の応援参加等は想定していない。人権擁護委員の人数は現在12名。人権擁護委員のほか、市の職員も参加して、2か所に分かれて街頭啓発を行う。

(山中委員)

10ページの「差別事象への対応」について、重要な取組かと思うが、昨年度の対応実績数や行政で把握している鈴鹿市の状態、どう対応したかなどを教えてください。

また、昨年度の審議会は欠席していたため、この場を借りて確認したい。昨年(令和3年)の第1回の審議会で、新規採用職員の研修について、かつこ書きでフルタイム会計年度任用職員を除くとなっていた。フルタイム会計年度任用職員に対する研修を、新規採用職員研修以外のどこかでカバーするようなことを行っているか、お答えいただきたい。

(事務局)

差別事象について、ネットモニタリングを行っているが、昨年度の件数は0件であった。また、差別用語の落書きについても昨年度は0件であった。

フルタイム会計年度任用職員への研修について、業務が多種に渡っており、一堂に集めての研修は難しい。現在、各課で任命されている人権啓発推進委員が、研修に近いものを行うことで対応している。

(山中委員)

フルタイム会計年度任用職員は全鈴鹿市職員の割合で考えても人数が多く、そのような方々に対する研修は非常に重要ではないかと考える。

研修を各課に任せている現状について疑問に思うところであり、どのようにしていくかの位置付けをしっかりとる必要がある。雇用者側として研修の場を保障していくのが重要かと思うので、その点を踏まえて今後の対応を考えていただきたいと思います。

(田中副会長)

2ページの人権・平和へのメッセージ募集について、『『人権尊重都市宣言』に基づいた明るく住みよい社会の実現』と書かれているが、これだけでは募集の趣旨として意味がよくわからない。

人権尊重都市宣言を読めば、募集の趣旨が少しはわかるが、もっと基本的に「何を押さえた上での募集」なのか、もっと詳しく募集説明をお願いしたい。

「明るく住みよい社会の実現を目指したメッセージの募集をお願いします。」だけでは説明不足であるため、趣旨を明確にして募集をしていただきたい。

前回の会議でも話したが、9ページの(7)啓発用懸垂幕「一人ひとりの優しさと平和をねがう～…」とあるが、憲法第9条であれば「正義」や「秩序」といった元となるしっかりした言葉があるのだが。しかし、「優しさ」や「平和」となっており、これがどう繋がるかがわからない。

次の「心豊かに生きる人権尊重宣言都市～…」についても同様に、啓発用懸垂幕メッセージの趣旨と内容が繋がっていない。言葉(優しさ等)とその後ろ(人権)が繋がっていない。

「どういうことを基本に置いて投稿をお願いします」ということがないと、応募する側も投稿自体しにくいと思う。こちらの意図を明確に出した募集をしていただきたい。

(中野委員)

1ページの人権・平和へのメッセージ募集について、前回に行った募集では7名から16作品の応募があったということだが、応募数が少ないと感じる。この応募数からもみても、こちらの意図が市民の皆様に伝わっていないことが読み取れる。

田中副会長がおっしゃったように「こういう現状の中で、このようなメッセージを募集します」といったような、こちらの意図を明確にして募集することが重要だと思う。

前回の募集から何年か経過したことで Twitter や Facebook といったSNSなど、こちら側から発信する色々なツールがあり、有効に活用することで募集する側の思いというのはいくらでも伝えることが出来る。長い文章ではかえって読んでももらえないため、テクニックが必要かと思うが、短い文章で心に響くような問いかけの上で作ってもらうことを呼び掛けたほうがいいと思う。

6ページの地区別人権尊重まちづくり講演会について、こちら側から地域に出向いて講演を行うようであるが、同じような顔ぶれの中で同じような講演を行うのか。また、「障がい者」や「外国人」等、数多くある人権問題について、「この地域では人権のどの分野に焦点を当てた講演を行う」といった各地区の内容を教えてください。

また、テレビではジェンダーや LGBTQ+ のことについて報道されることが圧倒的に多くなっているが、個人的に、そこに迫っていないのではないかと考える。

(事務局)

人権尊重まちづくり講演会の内容は、基本的に何かに特化したものではなく、人権全般のことについて、各地区からの要望を汲み取って、講師に依頼している。

来年度以降、中野委員のおっしゃるように、ジェンダーや障がい者の方の問題等に特化した講演会の必要性を感じる部分はあるが、男女共同参画課や市民対話課なども講演会や研修等を行っており、内容が重複する部分もあるかと思う。

(喜田委員)

6ページの地区別人権尊重まちづくり講演会について、人権政策課が積極的に働きかけて開催しているのか、もしくは公民館や各地区市民センター等から要望があって開催しているのか。

(事務局)

各地区市民センターや公民館等で行う高齢者教室や色々な講座の年間スケジュールの中に、人権に関する講演会を実施できないかと呼び掛けて、開催するに至っている。

「今年度はできないため来年度行う」と公民館の主事等担当者から回答を得て、年度を渡って開催の調整を行う場合もあれば、数年程人権尊重まちづくり講演会を行っていない地区へは、こちらから開催について働きかける場合もある。

予算が削られていることもあり、講演会の開催希望があってもすべて開催できるわけではないため、歯がゆい思いは感じている。

また、各地区で、過去に講演実績のない講師を採用できるよう調整をしているが、同じ講師ばかりになってしまう地区もあり、新しい講師の開拓は必要と感じている。自分たちも様々な研修を受講する中で、良かった研修の講師の情報を集めつつ、人権尊重まちづくり講演会の講師を引き受けてもらえないか、新しい講師を探している状況である。

(田中副会長)

令和4年度に開催された「一ノ宮地区人権尊重まちづくり講演会」の講師が、元校長先生で、教員時代は社会科を担当していたということもあり、差別と丙午や干支との関係性の話等、面白い講演をしていただいた。

一ノ宮にある人権(教育)センターには校長先生を退職された方が3～4人いて、数学や社会の先生など様々な方が再雇用として働いている。小学校や中学校の元校長先生で人権とも関わりがある方ばかりであり、貴重な話も聞けると思うため、もっと有効に利用していただきたい人材ではないかと思う。

講師謝礼についても相談できる部分があるかもしれないため、人権尊重まちづくり講演会の講師候補として一度検討いただきたい。

(吉原委員)

委員側からも人権尊重まちづくり講演会の講師を紹介したいと思う。衣斐先生という方から「七福神に学ぶ」というとても良い講演を先日聞いた。後日、詳しくお伝えさせていただく。

(中野委員)

2ページの人権・平和へのメッセージ募集について、過去に行った募集で応募数が少なかったことに対して、次の標語を何年後に募集するかということは事前にわかっていたと思う。

それであれば、学校へ人権教育に行った時に、子どもたちが最後にまとめを行うところで、一緒に人権・平和へのメッセージを子どもたちを書いてもらうことを、事前をお願いして、5作品なり10作品を提出いただくこともできたのではないかな。

また、子どもが人権に関する話を素直に受け入れた後でもあり、中身の濃いメッセージを得られるのではないかなと思う。

今回については募集まで日が迫っているため難しいとは思いますが、数年後を見据えた動きを今後は行っていただきたい。

(吉原委員)

2ページの人権・平和へのメッセージ募集について、広報すずか6月20日号で募集が行われ

るとあるが、自分たち委員が応募してもよいか。前回の審議会で田中副会長の話を聞いてから、自分自身、人権の大切さを感性に訴えかけるようなキャッチフレーズを考えていた。また、委員の家族は応募してもよいか。

（事務局）

委員の皆様については、応募されたメッセージを審査する立場になるので、応募はできない。家族については、応募いただける。

（南川委員）

10 ページの研修について、研修を行うだけでなく、研修前と研修後に人権意識のアンケートを取り、研修前と比べて人権意識がどう変わったかがわかる参加型の研修を心掛けていただいたほうがよいのではないかと。職員の方には一番人権意識を持って、鈴鹿市を動かしていただきたい、力を入れていただきたいと思う。

（伊藤会長）

研修そのものの感想等は取っているのか。

（事務局）

取っている。

（南川委員）

研修前にもアンケートを取るにより、研修を通してより理解が深まるような、初めから意識を持って研修を受けていただけるような取組があれば良いと思う。

（田中副会長）

研修を受ける前には思っていなかったことがわかるという、そのような研修を受ける前のデータは大事だと思う。そうすると、どこを研修していくべきかわかると思うので。

（吉原委員）

前回の会議で、中野委員からの要望に応じて、新規採用職員で使用した人権研修に関する資料を見せてもらった。内容はとても良かったと思うが、資料に答えがないので、1点確認したい。

「少年と医師の関係」というところであるが、「瀕死の重傷を負った少年が病院に運ばれてきた。その少年を見るなり医師が大声で叫んだ。『この子は私の息子です。』しかし、お父さんは事故で亡くなっている。この少年と医師の関係性はどのような関係であったか」とあるが、答えとしてどのように説明されたか、確認したい。

（事務局）

医師が母親であった。外科医というと男性というイメージを持ちやすく、性別による固定観念があるのでという内容であった。

（喜田委員）

事務局に対してお願いがある。様々な催しを開催するにあたり、保護司会へチラシやチケットをいただくことがあるが、できればもっと早くいただくことは可能か。

チラシやチケットをいただいてから開催までの期間が短く、有効に使えなかったことがあり、も

ったいない思いをしたことがある。保護司会に限らず、様々な機関に対して時間に余裕をもって配布することで、色々な人を誘うこともできたかもしれないため、お願いしたい。

(事務局)

今後、できるだけ早く配布できるようにする。

(伊藤会長)

他に意見や質問はないか。人権・平和へのメッセージ募集について、広報すずか6月20日号で周知されるが、この内容について意見や要望はないか。

(吉原委員)

田中副会長がおっしゃるように、ハートにぐっとくるようなキャッチフレーズがほしい。それをどうやってもらえるようにするか考える必要がある。

最近、どのような場合でもやんわりした表現が多いように思う。我々、保護司会で使用する薬物防止の啓発物品であるティッシュやのぼり旗には「ダメ。ゼッタイ。」と薬物防止について強い表現が使われており、非常に強烈に感じる。

しかし、薬物の更生組織である三重ダルクの担当者からは、「強すぎる表現はやめてほしい」と言われたことがある。確かに薬物を使用するという犯罪はしたが、今、立ち直ろうとしている途中で、薬物依存は病気であるという話であった。その話を受けて、厚生労働省に強い表現をやめるように働きかけを行った結果、表現を変えてくれることになってから3年が経過しているが、現在も変わっていない。

このくらい強いキャッチフレーズが難しいにしても、募集の仕方によって出てくるものが変わってくる。我々が審査する側であるが、まずは引っ張り出し方が重要かと思う。どのように募集するかを考えるのは大変かと思うが、よろしくをお願いしたい。

(伊藤会長)

公募方法は広報すずか掲載のほかにも、ホームページ、TwitterやFacebookなどで行うということであるが、中野委員がおっしゃったような学校へ働きかけるような取組は、時間的に難しいか。

(吉原委員)

個人情報のことで詳しい回答は難しいかもしれないが、過去に行った募集(7名から16作品)では、応募者の年齢層はどのようなものであったか。学生であるとか、どのような人が応募したかわかるか。

(事務局)

名前と住所しか把握していないが、成人男性や成人女性であったと記憶している。

前回も広報すずかで募集を行った。今回の募集について、学校に働きかけて応募締切りを8月31日にして夏休みの宿題にできないかということや、また、7月に開催する平和への祈り展でアンケートとともにメッセージ募集を行うことを検討している。

(田中副会長)

17 項目の差別や、世界人権宣言の第1条や第2条にあるように、「生まれながらにして自由で

あり尊厳と権利は平等である」といったことや、「すべて人は人種や皮膚の色、性とか言語などで差別してはいけない」といったことくらいは書いてあげないと、募集の意図が伝わらないと思う。ただ単に人権尊重都市宣言等だけでは、「優しさ」であるとか「いたわり」といった言葉の羅列になり、心に響かないものばかりになるだけでなく、何を言っているかわからないものが集まってしまう。趣旨を明確にし、意図を明確にした募集を行うようによろしくをお願いしたい。

（伊藤会長）

色々な御意見をいただいたが、いかがか、他よろしいか。

では、今年度の「人権啓発事業計画」について審議を実施したが、この事業計画で御承認いただけるか。

（各委員） 承認

事項 4 その他

（伊藤会長）

では、承認されたので、事業計画についての議事は以上となる。

事項書「4 その他」ということになるが、いかがか。

（事務局）

鈴鹿市人権擁護に関する審議会 令和4年度第2回会議で吉原委員から質問いただいた内容のうち、回答できなかったものを回答させていただく。

犯罪被害者等支援について、相談件数及び支援給付件数を質問いただいていた。

交通防犯課に確認した件数を回答する。

令和3年度相談件数が5件、支援金給付1件。

令和4年度相談件数が4件、支援金給付2件。

次に無戸籍者が何名いるのかという質問について、非公表であるため回答できないことを確認した。

最後に鈴鹿市手話言語条例とは、どのような内容かについて質問いただいたので、資料を用意した。

市と市民、事業者のそれぞれの役割を決め、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進することにより、手話に対する理解や普及を図ることで、地域共生社会の実現に努めるということを趣旨とした条例。資料で確認をお願いしたい。

（吉原委員）

鈴鹿市人権擁護に関する審議会令和4年度第2回会議で、ボイス FM のポスターによる周知の件については担当部署に伝えておくという回答であった。伝えていただいた結果、対応できないということであったか。社会福祉協議会ではポスターを貼って周知活動をしているができないのか。

（事務局）

担当課である情報政策課のフロアにはポスターを掲示している。

(事務局)

次回の審議会について、事業計画にもあるとおり、6月に募集する「人権・平和へのメッセージ」の審査を審議会委員の皆様をお願いしたいと思っている。

募集の締切を8月末としているので、9月中旬には第2回会議を開催し、審査会としたい。日程については、後日改めて調整の上、連絡させていただく。

(議長)

以上をもって本日の議事は終了する。

閉会